

令和4年度第4回君津市介護保険運営協議会及び委嘱状交付式

日 時 令和5年3月24日（金）
19時00分～
会 場 君津市役所5階大会議室

委嘱状交付式

- 1 開 式
- 2 委嘱状交付
- 3 次長あいさつ
- 4 委員紹介（自己紹介）
- 5 閉 式

介護保険運営協議会

- 1 開 会
- 2 議 題
 - （1）地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の選定について
 - （2）令和4年度地域包括支援センターの事業評価について（報告）
 - （3）令和5年度地域包括支援センター設置運営方針について（報告）
 - （4）介護予防支援業務を委託する事業所について（報告）
 - （5）その他
- 3 閉 会

君津市介護保険運営協議会委員名簿

任期：令和3年7月27日～令和6年7月26日

	役職	委員氏名	選出区分	推薦団体名	備考
1	会長	保住 寛 ほづみ ひろし	保健医療関係者	君津木更津医師会	
2	副会長	原 比佐志 はら ひさし	保健医療関係者	君津木更津歯科医師会	
3		兼子 健一 かねこ けんいち	学識経験者	学校法人 君津あすなる学園 千葉医療福祉専門学校	
4		川嶋 昌弘 かわしま まさひろ	被保険者	君津市シニアクラブ連合会	
5		江尻 節子 えじり せつこ	被保険者	君津市赤十字奉仕団	
6		中野 久美子 なかの くみこ	被保険者	君津商工会議所	新任 令和4年12月1日～
7		渡辺 一男 わたなべ かずお	福祉関係者	君津市民生委員児童委員協議会	新任 令和5年2月1日～
8		加藤 美代子 かとう みよこ	福祉関係者	社会福祉法人 君津市社会福祉協議会	
9		伊賀 浩 いが ひろし	介護サービス事業者	一般社団法人 千葉県老人保健施設協会	
10		水野谷 繁 みずの や しげる	介護サービス事業者	君津四市高齢者福祉施設連絡協議会	
11		林 英一 はやし えいち	介護サービス事業者	君津市介護支援専門員協議会	
12		箱田 純子 はこだた じゆんこ	介護サービス事業者	一般社団法人 千葉県介護福祉士会	
13		津金澤 寛 つがねざわ ひろし	介護サービス事業者	君津市介護サービス研究会	
14		大古 政昭 おおこ まさあき	費用負担関係者	君津市農業協同組合	
15		高野 摂子 たかの せつこ	要介護者等の家族	認知症介護者ネットきみつ	

地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の選定について

1 公募の目的

君津市では、君津市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）に基づき介護基盤の整備を進めています。

この計画に基づく次の地域密着型サービス事業の適正な整備・充実に向けて、事業所を開設・運営する事業者を評価・選定するため実施するものです。

2 公募する事業内容

(1) 公募スケジュール

公募説明会 令和4年12月19日（月）

受付期間 令和4年12月26日（月）～ 令和5年1月26日（木）

(2) 公募する事業及び対象圏域等および公募結果

	事業種類	整備数	定員	対象圏域	公募結果
①	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所	-	市内全域	応募なし
②	認知症対応型共同生活介護	1事業所	18名	小糸圏域	応募なし
③	看護小規模多機能型居宅介護	1事業所	29名	市内全域	応募なし

3 公募に関するアンケート

公募要件等の見直しの基礎資料として介護サービス事業者にアンケート調査を行いました。

(アンケート内容及び回答)

(1) 実施した公募の内容について、意見があれば記入をお願いします。

ア 公募スケジュールの応募申込書受付の期間が約1か月あり余裕があるように見えるが、提出書類の位置図、建物配置図・各階平面図・立面図の手配（設計事務所への依頼から仕上がりまで）を手配する期間としてはやや短いと感じる。

(2) 地域密着型サービス事業所の整備に関して、意見があれば記入をお願いします。

ア 建設に関して、現在の社会情勢による資材の不足、供給の不安定、物価高騰等の不安材料から、事業者として整備資金の確保、公募条件のスケジュール等の厳守等の問題から新規事業の計画は躊躇するのではないか。

イ 備品が発注から納期まで1年かかるものもあり（スプリンクラーヘッド、エレベーター、入浴機材等）工期の見通しが立たない。

ウ 人材確保に関して、介護サービス従事者の確保は事業者にとって大きな問題で、特に資格職（看護師、ケアマネ、栄養士）は募集をかけてもほぼ応募がない状況です。公募の事業のうち、資格職の配置が必須の場合は、職員確保の保証がないため人材確保の観点から新規事業を計画できない。

エ 収支に関して、光熱費の値上がり、諸物価の高騰により運営面での不安があります。

- ① 建設段階での資材、人件費の高騰による整備資金が膨らみ事業者も持ち出しが大きい。
- ② 人件費も上がる中で事業者も人材募集に際して給与をあげて募集するため、特に看護師の賃金があがる傾向にあり、収支計画における人件費比率が上がり収益を圧迫する。
- ③ 事業の展開するうえで、計画の需要と実際に需要との乖離が懸念され、利用者の確保が出来ない場合の不安がある。

オ 公募の内容というよりも介護・看護職員の採用が困難なのではと思います。

他事業所管理者と話をしても介護職員を募集しても応募がない、止むを得ず派遣を頼めば人件費が高いという話になりました。

紹介業者に依頼すれば高額な紹介手数料を支払い、退職時期によっては返戻もない状態です。

雇用保険受給の為に3か月待機するのであれば、介護職員募集に応募してくれたらといつも思います。

令和4年度 地域包括支援センターの事業評価について

1 地域包括支援センターの取組状況

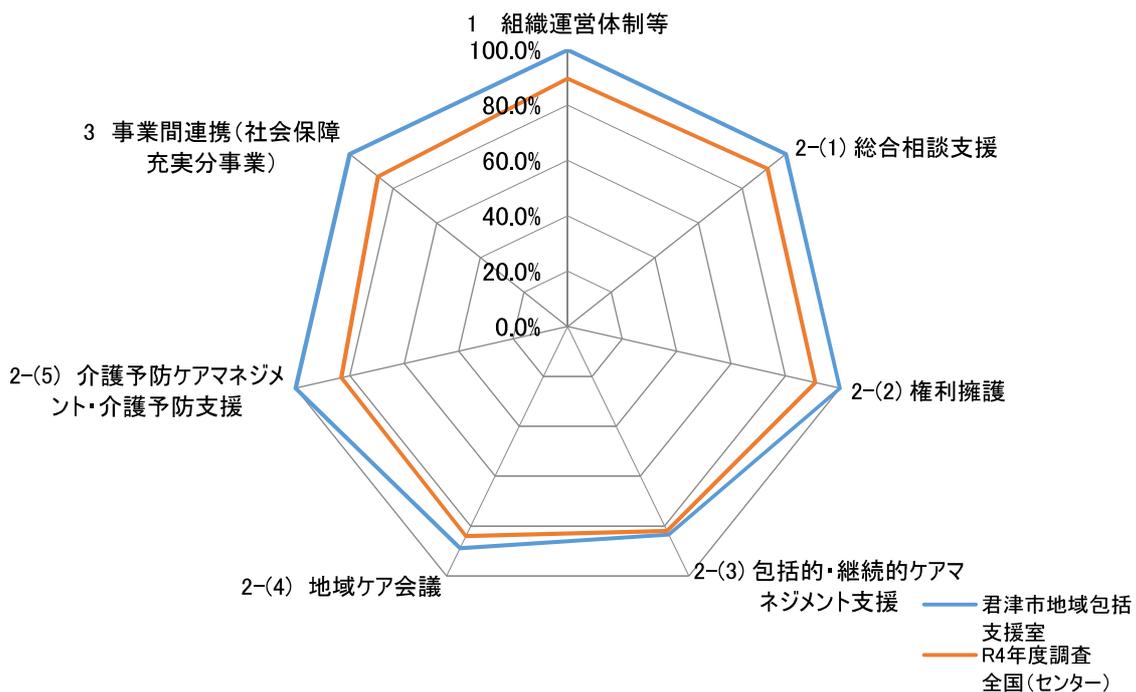
以下の表とレーダーチャートは、今年度、国が実施した令和4年度の地域包括支援センターの事業評価結果（令和3年度実績）から、本市地域包括支援センターと、全国平均及び千葉県平均を比較したものです。指数（%）は、事業の達成度を示しており、数値が高いほど取組が進んでいることを示しています。

(1) 各包括・全国・千葉県比較表

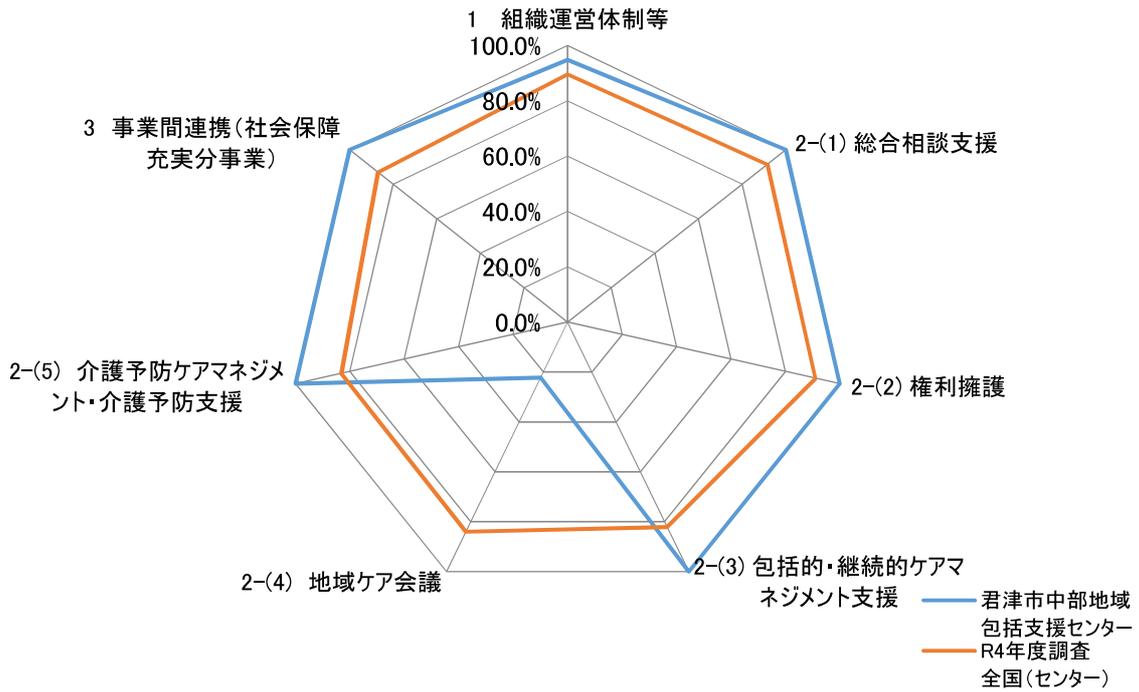
	事業項目	直営包括	中部包括	東部包括	令和4年度調査全国(センター)	令和4年度調査千葉県平均(センター)
1	1 組織運営体制	100.0%	94.7%	94.7%	89.6%	91.6%
2	2-(1)総合相談支援	100.0%	100.0%	100.0%	91.5%	92.4%
3	2-(2)権利擁護	100.0%	100.0%	100.0%	91.0%	90.8%
4	2-(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援	83.3%	100.0%	100.0%	82.0%	86.4%
5	2-(4)地域ケア会議	88.9%	22.2%	11.1%	84.0%	85.9%
6	2-(5)介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援	100.0%	100.0%	100.0%	83.2%	86.0%
7	3 事業間連携(社会保障充実分事業)	100.0%	100.0%	100.0%	86.9%	87.8%

(2) レーダーチャート

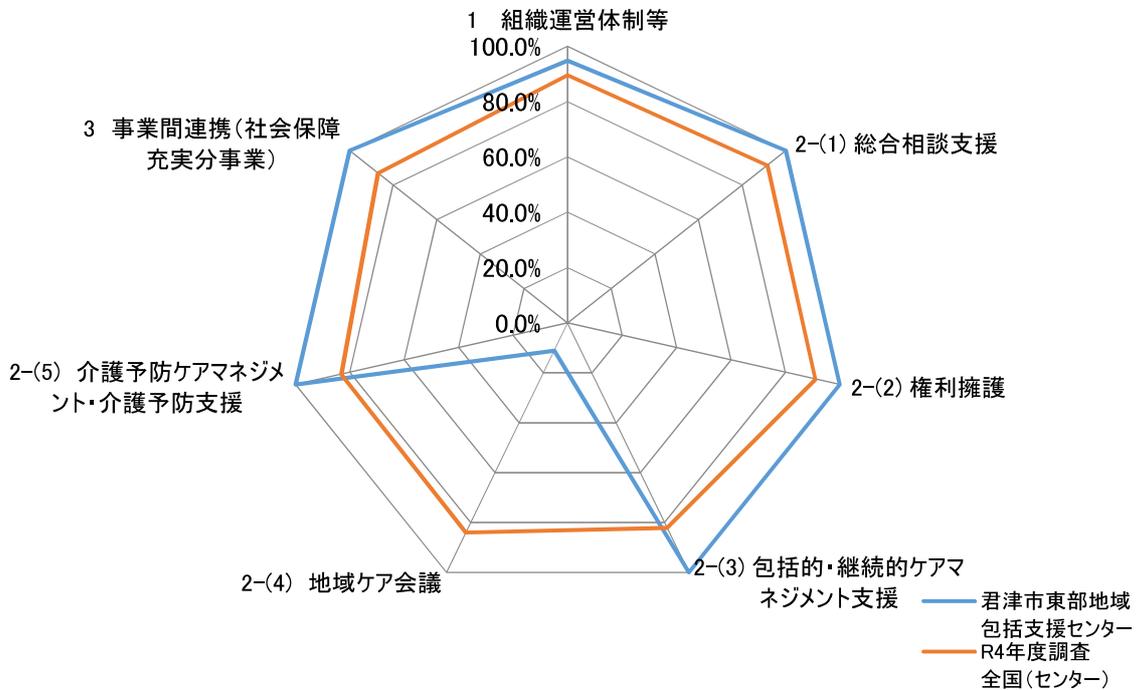
① 直営包括



② 中部包括



③ 東部包括



2 総括

① 本市の地域包括支援センターの特徴

全国及び千葉県と比較し、平均的な水準にありますが、その中で、地域ケア会議に課題があります。

② 取組が進んでいない業務

1 組織運営体制について

- a 3職種（それぞれの職種の進ずる者は含まない）を配置していない。（中部・東部）

2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- a 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等の開催ができていない。（室）

2-(4) 地域ケア会議について

- a センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知できていない。（東部）
- b センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討できていない。（中部・東部）
- c センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じていない。（中部・東部）
- d 市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応していない。（中部・東部）
- e センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有していない。（中部・東部）
- f 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしていない。（中部・東部）
- g センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。（室・中部・東部）
- h センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告していない。（中部・東部）

※令和3年度については、コロナの影響もあり、自立支援型地域ケア会議しか開催できなかったことによる。令和4年度については、各包括で地域ケア会議が開催できている。

③ 今後の取組

地域ケア会議については、コロナ禍により開催できていなかった個別事例について多職種と連携して検討する。また、地域課題に関しても検討する。

開催した地域ケア会議については、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有し、その後の変化等をモニタリングする。また、地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、直営包括に報告する

令和5年度君津市地域包括支援センター設置運営方針(案)の変更点

令和4年度との変更点

P6 「5 基準の運用について」を追加した。

業務継続計画の策定を意識し、(1)ハラスメントの防止、(2)業務継続計画の策定、(3)虐待の防止について記載しました。

追加内容

5 基準の運用について

君津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第2号）に定められた基準により、以下の事項について必要な措置を講じます。

(1) ハラスメントの防止

地域包括支援センターは、職場におけるハラスメントは、尊厳や人格を傷つける許されない行為であるばかりでなく、職員のモチベーション^①の低下やメンタルヘルスの不調を引き起こす要因となり、就場環境の悪化を招きます。

君津市人材育成基本方針に従い、定期的にハラスメント研修を実施し、職員への周知啓発と意識向上に努めます。

また、利用者等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）についても必要な措置を講じます。

- 定期的なハラスメント研修の実施
- 相談体制の整備
- ハラスメント等の防止に関する規定に基づく対応措置

(2) 業務継続計画の策定

地域包括支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、事業運営の継続的な実施や非常体制で早期の運営再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(3) 虐待の防止

虐待の発生またはその再発を防止（以下「虐待防止」という。）するための対策について、「君津市高齢者虐待対応連携マニュアル」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、適切な対応をとります。

また、虐待防止の措置を適切に実施するための担当者を定めて対策を推進します。

地域包括支援センター担当地区基礎データ

R5.2月末現在

	地区人口	65歳以上	高齢化率
地域包括支援室	25,072人	7,367人	29.4%
中部地域包括支援センター	35,383人	10,130人	28.6%
小糸・清和地域包括支援センター	10,180人	4,453人	43.7%
東部地域包括支援センター	10,804人	4,952人	45.8%
計	81,439人	26,902人	33.0%

参考 ○介護保険法

(実施の委託)

第百十五条の四十七 市町村は、老人福祉法第二十条の七の二第一項 に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託することができる。

2 前項の規定による委託は、包括的支援事業（第百十五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業を除く。）の全てにつき一括して行わなければならない。

3 前条第七項及び第八項の規定は、第一項の規定による委託を受けた者について準用する。

4 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業（第一号介護予防支援事業にあつては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。）については、当該介護予防・日常生活支援総合事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者に対して、当該介護予防・日常生活支援総合事業の実施を委託することができる。

5 前項の規定により第一号介護予防支援事業の実施の委託を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事業の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

6 市町村長は、介護予防・日常生活支援総合事業について、第一項又は第四項の規定により、その実施を委託した場合には、当該委託を受けた者（第八項、第百八十条第一項並びに第百八十一条第二項及び第三項において「受託者」という。）に対する当該実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を連合会に委託することができる。

7 前項の規定による委託を受けた連合会は、当該委託をした市町村長の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事務の一部を、営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものに委託することができる。

8 受託者は、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

9 市町村は、第百十五条の四十五第三項各号に掲げる事業の全部又は一部について、老人福祉法第二十条の七の二第一項 に規定する老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が適当と認める者に対し、その実施を委託することができる。

令和5年度
君津市地域包括支援センター設置運営方針
(案)

令和5年度
君津市福祉部高齢者支援課

1 設置運営方針策定の趣旨

本設置運営方針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項に基づき、地域包括支援センターの設置及び運営上の基本的考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センターの業務の円滑な実施に資することを目的に策定するものです。

2 地域包括支援センターの設置方針

高齢化が進展し、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加するなか、高齢者が、住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を続けられるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないようにする予防対策、そして個々の高齢者の心身の状況や生活の実態に応じて保健・福祉・医療をはじめとする様々なサービスを連携して提供する体制が必要になります。

地域包括支援センターは、地域や保健・福祉・医療サービスを提供する関係機関との連携ネットワークを構築し、高齢者の健康保持と生活の安定のために必要な相談・援助を行うことにより、保健・医療の向上及び福祉の増進を総合的、包括的かつ継続的に支援する中核機関として設置するものです。

社会構造の変化、認知症高齢者や一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加、地域とのつながりの希薄化などにより、年々対応すべきケースが増加し、複雑化してきていること、また法の改正に伴い地域包括支援センターの機能を強化していく必要性があることから、身近な地域で市民の皆様の相談等に対応できるよう、平成28年度より市内を3区域に分け、そのうち2区域のセンターの業務を委託しておりましたが、第8期介護保険事業計画において、適正配置の観点から、小糸地区と清和地区を担当地区とした新たな地域包括支援センターの増設をすることとし、令和4年度より市内を4区域に分け、そのうち3区域のセンターの業務を委託します。

3 運営上の基本的考え方や理念

(1) 公益性の視点

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。その運営費用は市民が負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行います。

(2) 地域性の視点

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当区域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。業務を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、担当区域が抱える地域課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

(3) 協働性の視点

保健師（保健師又はこれに準ずるものをいう。以下同じ。）は保健医療、社会福祉士（社会福祉士またはこれに準ずる者をいう。以下同じ。）はソーシャルワーク、主任介護支援専門員はケアマネジメント、それぞれの専門性を発揮することが期待されています。それぞれの専門職が縦割りで業務を行うのではなく、地域包括支援センター全体で、情報の共有や相互の助言等を通じ、各専門職が「チーム」として支援の目標に向かって対応するとともに、地域の保健・福祉・医療の専門職や、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

4 業務推進の方針

(1) 高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を続けられるよう支援します

高齢化が進展し、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加しています。地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として、介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を続けられるように支援します。

(2) 地域におけるネットワークを活用し、地域で暮らす高齢者の生活を支えます

支援を必要とする高齢者を把握し、地域で暮らす高齢者の生活を支えるためには、介護保険サービスのみならず、地域における適切なサービスや制度につなぎ継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止する必要があります。地域で高齢者を支えるため、介護サービス事業者、医療機関、生活支援コーディネーター、民生委員、地域の関係機関や団体等とのネットワークを構築します。

(3) チームアプローチにより次の包括的支援事業を行います

ア 総合相談支援

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が、地域の高齢者の様々な相談に応じ、地域の関係者のネットワークを通じて、適切なサービス利用や機関・制度へつなぎ、継続的に支援します。また、支援を必要とする高齢者を見出し、早期に対応できるよう、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握に努めます。

イ 権利擁護

認知症などにより判断能力の低下がみられ、権利擁護の観点から支援が必要である場合や、高齢者虐待が発生している場合など、地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な観点から必要な支援を行います。

このため、権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合には、次のような諸制度などを活用し、適切な支援を行います。

(ア) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用

成年後見制度、日常生活自立支援事業の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、制度の説明や申し立てに当たっての関係機関の紹介などを行います。

また、成年後見制度については、利用が必要と判断されたが、申し立て可能な親族がないなどの場合には、市に報告し、市長申し立てにつなげます。

(イ) 高齢者虐待への対応

通報や相談などにより虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）及び「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（平成18年4月厚生労働省老健局）、「君津市高齢者虐待対応連携マニュアル」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、適切な対応をとります。

また、日頃から地域の実態把握に努め、虐待の防止と早期発見に取り組むとともに、地域の民生委員や関係者、介護サービス事業者等との連携により早期に状況を把握できる体制を構築することが必要です。

(ウ) 老人福祉施設等への措置の支援

虐待などの場合で、高齢者を老人福祉施設などへ措置入所させることが必要と判断した場合は、市に報告し、措置入所につなげます。

(エ) 困難事例への対応

高齢者やその家庭に、重層的に課題が存在している場合、高齢者自身やその家族が支援を拒否している場合、既存のサービスでは適切なものが無い場合の3点を困難事例と定義し、困難事例を把握した場合には、地域包括支援センターに配置されている各専門職が相互に連携するとともに、地域包括支援センター全体で対応策を検討し、必要な支援を行います。

(オ) 消費者被害の防止

訪問販売などによる消費者被害を未然に防止するため、消費者センターや警察などの関係機関と連携を図るとともに、適宜、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行います。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員主治医、地域の関係機関等の連携など、地域において多職種相互の協働により連携し、個々の高齢者の状況に応じて、包括的かつ継続的に支援します。

エ 地域ケア会議

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための体制を構築するため地域ケア会議を開催し、地域の関係機関、民生委員などの協力団体との連携を強化し、地域の情報や課題を把握するとともに、解決策を検討します。

また、個別の地域ケア会議では、見守り・支援困難事例の検討や自立支援型会議などを適宜行うことにより、関係者が様々なケースにどのように対応していく

か確認します。さらには地域の課題を掘り下げ、地域における見守り支援等の取り組みなどについても検討します。

オ 認知症施策、在宅医療・介護連携事業、生活支援体制整備事業の推進

団塊の世代の方々が後期高齢期に移行し、高齢化がピークを迎える2025年に向けて、市と協働し、認知症施策、在宅医療・介護連携事業、生活支援体制整備事業を推進し、支援の体制を充実していくことが求められています。

また、多職種連携情報共有システム「バイタルリンク」を活用した、多職種の情報共有と連携を推進します。

(ア) 認知症施策について

認知症予防には、早期発見、早期治療が有効なことから、軽度認知障害に関する普及啓発や自己診断ツールの検討、相談先を案内する仕組みづくりに取り組みます。

また、認知症になっても本人や家族が地域で安心して生活できるよう「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症の方に対し、その状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、介護サービス事業者や地域の支援機関、認知症疾患医療センターを含む医療機関と連携し、認知症の方やその家族を支援する相談業務などを行います。その際には、必要に応じて市の認知症初期集中支援チームへ繋げると共に連携して支援を行います。

地域で支え合う体制の構築については、国において取りまとめられた「認知症施策推進大綱」に基づき、地域住民や多職種の認知症サポーターが主体となり、認知症の人やその家族を地域で支える仕組みづくり（チームオレンジ）を推進するため、認知症サポーター養成講座による認知症に関する正しい知識の普及啓発を継続して実施するとともに、認知症の人やその家族を支援するための既存の地域資源を活用したチームオレンジづくり、認知症サポーターからチームオレンジのメンバーとして活躍できる人材の養成などについて、実施方法の検討を進めてまいります。

(イ) 在宅医療・介護連携事業について

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療関係者や介護事業所など関係機関との連携、在宅医療・介護連携に関する地域への普及啓発などの取組みを、市と協働で推進してまいります。

(ウ) 生活支援体制整備事業について

生活支援体制整備事業については、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人などの生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくため、市及び第1層・第2層の生活支援コーディネーターと協働し、各層の協議体の設置に向けて必要となる取組みを実施します。

(4) 第1号介護予防支援事業を実施します

第1号介護予防支援事業は、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、要支援認定者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう介護予防ケアマネジメントを行います。また、第1号介護予防支援事業の一部について、指定居宅介護支援事業所に委託ができるものとします。委託する場合は、「君津市介護保険運営協議会」の議を経た事業所に対し委託をすることが可能であり、委託先の指定居宅介護支援事業所の業務に支障のない範囲で委託をします。

(5) 指定介護予防支援事業等を実施します

地域包括支援センターに指定介護予防支援事業所を設置し、指定介護予防支援事業（予防給付のマネジメント）を実施します。プランの作成に当たっては、正当な理由なしに特定の指定介護予防サービス事業者 서비스에偏ることがないように、公正・中立性の確保に努めるとともに、「君津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成27年君津市条例第2号）を遵守します。

また、プラン作成を委託する場合は、「君津市介護保険運営協議会」の議を経た事業所に対し委託をすることが可能であり、委託先の指定居宅介護支援事業所の業務に支障のない範囲で委託をします。

(4)の第1号介護予防支援事業と指定介護予防支援事業は、制度としては、別のものですが、その実施に当たっては、共通の考え方にに基づき、一体的に行われるものとします。

(6) 介護予防事業を実施します

地域の実情に応じて収集した情報等（例えば、民生委員等からの情報など）の活用により、何らかの支援を要する者を把握し、介護予防普及啓発事業その他の適切な支援が包括的かつ効果的に行われるよう必要な援助を行います。

(7) 職員の姿勢

高齢者虐待の相談・支援や成年後見制度の利用支援等、地域包括支援センターが担う業務については、極めて高度な判断を要する事例が少なくありません。職員は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行できるよう、日常的にスキルアップに努めます。

(8) 市及び関係機関との連携強化

地域包括支援センターの業務は多岐にわたり、市の多くの部署や地域の団体等と

関係しています。市の関係部署との日常的な連携の強化のほか、支援困難ケース等について迅速に対応できるよう、地域の団体等を含めた事例ごとのチーム連携が求められます。

ア 地域包括支援センター連絡会への出席

市内4か所の地域包括支援センターは、地域の高齢者の様々な課題を解決するため、定期的に集まり、連携の維持・強化を図ります。

イ 地域の団体等からの求めによる会議等への出席

地域包括支援センター及びその活動内容を周知するとともに、地域の課題及び資源などを把握し、連携を図るため、地域の団体等からの求めによる会議等へ出席します。

(9) 個人情報保護

地域包括支援センターの運営上、高齢者の心身の状況や家族の状況等を幅広く知り得る立場にあります。地域の方々から安心して利用される機関となるためには、相談した内容がしっかりと守られ、信頼を得ていくことが重要です。情報管理を徹底し、個々の職員においては守秘義務を厳守するなど個人情報の保護に留意します。

また、保護すべき情報が漏洩した場合は、自らの法人で定める方法により早急に然るべき対応を図るとともに、市に対して適時報告をする必要があります。

(10) 苦情に対する対応

地域包括支援センターは高齢者の相談窓口として様々な相談が寄せられます。中には当該センターへの苦情に限らず、介護サービス自体に対するものや従事する者等に対する苦情が考えられます。これら苦情を受けた際は、記録を残すとともにその内容を精査したのち必要がある場合は市に報告します。

(11) 事業計画の作成

各地域包括支援センターにおいては、本設置運営方針に基づき、地域の特性などを考慮し必要となる、具体的な事業計画を策定し、事業運営を行います。

5 基準の運用について

君津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第2号）に定められた基準により、以下の事項について必要な措置を講じます。

(1) ハラスメントの防止

地域包括支援センターは、職場におけるハラスメントは、尊厳や人格を傷つけ

る許されない行為であるばかりでなく、職員のモチベーションの低下やメンタルヘルスの不調を引き起こす要因となり、就場環境の悪化を招きます。

君津市人材育成基本方針に従い、定期的にハラスメント研修を実施し、職員への周知啓発と意識向上に努めます。

また、利用者等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）についても必要な措置を講じます。

- 定期的なハラスメント研修の実施
- 相談体制の整備
- ハラスメント等の防止に関する規定に基づく対応措置

(2) 業務継続計画の策定

地域包括支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、事業運営の継続的な実施や非常体制で早期の運営再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(3) 虐待の防止

虐待の発生またはその再発を防止（以下「虐待防止」という。）するための対策について、「君津市高齢者虐待対応連携マニュアル」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、適切な対応をとります。

また、虐待防止の措置を適切に実施するための担当者を定めて対策を推進します。

介護予防支援業務を委託する事業所について

趣 旨

介護保険法第115条の23第3項の規定により、介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託するものです。

委託予定の指定居宅介護支援事業所

番号	受託者	事業所名	所在地	介護支援専門員数
1	社会福祉法人 長須賀保育園	さとの介護支援事業 所	〒292-0816 木更津市下烏田 893	4人

参 考

○介護保険法

(指定介護予防支援の事業の基準)

第百十五条の二十三 指定介護予防支援事業者は、次条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従い、要支援者の心身の状況等に応じて適切な指定介護予防支援を提供するとともに、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定介護予防支援を受ける者の立場に立ってこれを提供するよう努めなければならない。

2 省略

3 指定介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。